

札幌市青少年山の家の使用承認に係る審査基準

札幌市青少年山の家条例第4条第1項の規定に定める青少年山の家の使用承認をする場合の審査基準及び申請に対し処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（「標準処理期間」）は、本表基準による。

| 使用承認等の範囲 | 審査基準 | 標準処理期間 |
|---------------------------|---|--|
| (使用の承認) 条例第4条第1項 関係 | <p>1 使用承認申請書及び使用計画書並びに使用者名簿が、使用予定日の14日前までの期間内に提出されているかどうか。</p> <p>2 使用を申請した団体が次に掲げる各号のいずれかに該当しているかどうか。</p> <p>(1) 小・中学校、高等学校の児童生徒及びその引率者で構成する団体で、引率者が成人であること。</p> <p>(2) 大学・高等専門学校の学生で構成する団体で、団体の構成員に18歳未満の者が含まれる場合、成人の引率者がいること。</p> <p>(3) 青少年団体及び指導者で構成する団体で、団体の構成員に18歳未満の者が含まれる場合、成人の引率者がいること。</p> <p>(4) 勤労青少年のサークル及び指導者で構成する団体で、団体の構成員に18歳未満の者が含まれる場合、成人の引率者がいること。</p> <p>(5) その他山の家を設置目的に適合していると認められる団体であること。</p> <p>(6) 5名以上の団体であること。</p> <p>3 使用しようとする内容が次に掲げる各号に該当しているかどうか。</p> <p>(1) 使用計画の内容が山を家の設置目的に適合していると認められること。</p> <p>(2) 使用期間、使用人数及び活動計画の内容が、他の利用者の利用及び山を家の施設運営上支障がないと認められること。</p> <p>(3) 使用者が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがないと認められること。</p> <p>(4) 山を家の建物又は付属施設若しくは備付物件をき損又は滅失するおそれがないと認められること。</p> | <p>原則として使用承認申請書が提出された日</p> <p>原則として使用承認申請書が提出された日</p> <p>原則として使用承認申請書が提出された日</p> |
| (使用の不承認) 条例第8条関係 | <p>1 使用の目的及び性質が次の各号に掲げる不承認とすべき事由のいずれかに該当するものであるかどうか。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 山を家の建物又は付属施設若しくは備付物件等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 18歳未満の者が使用する場合において、18歳以上の引率者がいないとき。</p> <p>(4) その他管理運営上適当と認め難いとき。</p> | <p>原則として使用承認申請書が提出された日</p> |